

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和３９年香川県規則第１９号。以下「規則」という。）第１６６条の規定により公告する。

令和７年８月２９日

香川県水産試験場長 三木 勝洋

１ 入札に付する事項

（１）購入物品名及び数量

香川県水産試験場 令和７年度下半期免税軽油単価契約

免税軽油（ＪＩＳ２号以上） 当該期間購入予定数量 約３０，０００リットル

（２）購入物品の要求諸元

別紙仕様書による

（３）納入場所

別紙仕様書による

（４）納入期限

令和７年１０月１日から令和８年３月３１日までの間 随時（詳細は別紙仕様書による。）

（５）入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 単価の場合は、小数点以下第２位までの金額（小数点以下第３位以下の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２ 契約書作成の要否

要

３ 電子契約の可否

（１）可とする。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用すること。利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

（２）電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

（３）電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となる。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、令和7年9月11日15時までに「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和7年9月18日16時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：suisanshiken@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等

令和7年8月29日から令和7年9月4日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分～午後5時15分）

郵便番号 761-0111

香川県高松市屋島東町75-5

香川県水産試験場総務課

電話番号：087-843-6511

なお、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）においても閲覧に供する。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年9月5日17時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、令和7年9月9日から令和7年9月16日までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、4に示した場所において閲覧に供するとともに、令和7年9月16日17時までに、質問者全員にFAX（メール）で送付する。

6 入札及び開札

（1）電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和7年9月18日 午後4時

（2）開札の日時

令和7年9月19日 午前10時

（3）開札の場所

香川県水産試験場 総務課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年9月11日までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和7年9月16日までに通知する。入札保証金を納付する場合は、令和7年9月19日10時までに入札保証金を納付すること。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である

こと。

- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 応札しようとする物品が、仕様書に示す特質等を有することを示す製品の性状試験結果を提出した者であること。
- (6) 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(5)、(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和7年9月11日15時までに、4に示した場所に提出（郵送の場合は、令和7年9月11日15時までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年9月16日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。